



土壤汚染対策法 第3条  
製造業、クリーニング業、ガソリンスタンドを廃止したい

特定有害物質を  
使用していない

法条例該当せず  
必要なら自主調査をする

届出状況不明

指定調査機関に相談→行政機関に届出確認

ガソリンスタンド  
法3条は対象外、法4条が該当する  
首都圏では、東京都、埼玉県、さいたま市、横浜市は条例の調査が必要

複雑なので要注意  
指定調査機関に相談

特定有害物質を使っていた  
製造業: トリクロロエチレン(トリクレン)、ジクロロメタン(塩メチ)、  
その他溶剤  
クリーニング業: テトラクロロエチレン(パークレン)  
塗装業・印刷業: インク、塗料に含まれていた(鉛、六価クロムなど)  
メッキ業・皮革製造業・その他の事業者

下水道法、水質汚濁防止法の  
特定施設を設置している

下水道法、水質汚濁防止法の  
特定施設を設置していない

地方自治体の条例調査に注意  
首都圏では、東京都、神奈川県、  
横浜市、川崎市、埼玉県、さいたま市は条例調査が必要

廃止日から120日以内に  
調査結果を報告  
指定調査機関に依頼

指定調査機関に相談  
調査遅延の場合は、延長申請

複雑なので要注意  
指定調査機関に相談

汚染なし  
報告して完了

汚染あり  
汚染がある区域として区域が指定される  
Webで公開される

区域指定の解除⇒汚染物質の除去完了  
地下水汚染があれば、基準適合後2年間  
モニタリング

区域指定のまま⇒施工方法と届出が複雑  
⇒原則として開発行為は実施可能⇒12条申請、16条申請などが必要  
ただし基礎工事の方法の制約、水処理後の排水、汚染土の搬出管理など、煩雑な作業がともなう